

令和7年7月31日
今別町総務企画課

特別職の給料減額について

今別町長及び副町長の責任者としての給料月額を減額する措置について公表します。

【措置に係る事案内容】

昨年度発生しました事案「町有財産（山土）の無断採取搬出」における以下の対応について町政運営の責任者としての責任を重く受け止め、自戒による措置として、町長及び副町長の給料の減額に関する条例を本日議会に提案し、議決されました。

- 1、町長及び副町長の不適切な言動
- 2、財産管理における事務処理及び書類の不備
- 3、無断採取搬出した業者からの顛末書に対する詳細な確認調査がなされなかったこと
- 4、議会に対する報告の遅延

【措置内容】

- ◆町長：給料月額の100分の30を1月減給
※町長は任期中、給料月額を100分の20減額としていることから今回は100分の10を上乗せする形となります。
- ◆副町長：給料月額の100分の5を1月減給

【町長コメント】

当該事案について町として十分に対応できず、議会運営に支障を与え、ご迷惑をおかけしました。関係各位並びに町民のみなさまに深くお詫び申し上げます。

今後は再発防止に向け、町有財産をはじめ各種事務処理の適正な執行及び管理、チェック体制の強化に努めてまいります。